

作成日 2022 年 02 月 07 日
(最終更新日 20 年 月 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 :

課題名 : 機械式胸部圧迫装置 (Mechanical chest compression device, MCCD) による蘇生に関連した有害事象に関する前向き観察研究

1. 研究の対象

2022 年 4 月～2026 年 3 月に非外傷性病院外心停止のために、機械式胸部圧迫装置による胸骨圧迫を受け、東北大学病院高度救命救急センターに搬送された方

2. 研究期間

2022 年 4 月～2027 年 3 月

3. 研究目的

院外心肺停止の患者さんに対する胸骨圧迫の一つの方法として、本邦において広く使用されている機械式胸部圧迫装置のひとつである LUCAS® (Lund University Cardiac Arrest System, Physio Control, USA) の使用における有害事象についての診療情報を集め、その実態と特徴を明らかにし、今後の心肺停止患者さんの診療における質の向上に役立たせることを目的としております。

4. 研究方法

この調査では、担当者が対象となる方のカルテ (診療記録) や救急隊の方から得られる病院前情報から、有害事象として、a)皮膚損傷, b)胸骨・肋骨骨折, c)気胸・血胸, d)実質臓器損傷の各々の発生頻度、有害事象に対する治療介入の頻度とその方法、転帰に関するデータ収集をし、結果を解析します。新たな質問や検査の必要はありません。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : 発症時刻や時間経過など病院前データとして救急隊が用いている心肺停止患者さんに関する情報、機械式胸部圧迫装置に関するもの、年齢、性別、BMI、病歴、血液検査所見、皮膚障害の写真を含む画像所見、治療歴、転帰、等

6. 外部への試料・情報の提供

該当無し

7. 研究組織

東北大学病院 久志本 成樹、佐藤 哲哉、他
仙台市立病院 宮川 乃理子

情報の提供のみを行う機関

仙台市消防局 救急課 救急指導係長 堤 弘幸

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲
内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。
また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さん
の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡
先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1 救急医学分野 医局 022-717-7489
東北大学病院 救急科・高度救命救急センター 代表者 佐藤 哲哉

研究責任者：

東北大学大学院医学系研究科外科病態学講座救急医学分野 久志本 成樹

研究代表者：

東北大学大学院医学系研究科外科病態学講座救急医学分野 久志本 成樹

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、
研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある
場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、
当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を
請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合